

夜型観光 補助金

対象者

飲食事業者、文化観光施設事業者、宿泊事業者

対象事業

夕方～早朝(17時～翌9時)の間に市内で実施する次の事業

- ①【味わう】楽しみ創出事業
3者以上の事業者が連携して行う
新たな飲食イベント・キャンペーン等
- ②【体験する】楽しみ創出事業
体験コンテンツの開発、磨き上げ等
- ③【泊まる】楽しみ創出事業
宿泊施設の高付加価値化、宿泊プラン造成等

※その他にも、補助対象となる要件があります。

対象経費

対象事業①広告宣伝費
対象事業②③広告宣伝費・設備備品費・外注費

上限・率

200万円・5分の4

制度の目的

この「夜型観光補助金」は、**新型コロナウイルス感染症**の影響を受けた観光関連事業者が実施するウィズコロナ・ポストコロナにおける**夜型・朝型観光コンテンツの造成等**の経費の一部を補助し、観光客の夕方から早朝の滞在時間の延長、宿泊客数の増加を図り、**倉敷の観光産業の回復**につなげていくことを目的としています。

制度の対象者

次の要件を全て満たす者が制度の対象者です。

- **倉敷観光コンベンションビューローの会員**であること。
現在、会員でない場合は、交付申請時までには新規に入会手続き（会費の納入が必要で
す）していただければ制度を利用できます
- 次の①～③いずれかの事業者であること。
 - ① **飲食事業者**
食品衛生法上の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受け、飲食店を経営している者
 - ② **文化観光施設事業者**
博物館法第2条第1項に基づく登録博物館または観光客向けに文化に関する展示・解
説・紹介を行うものとして会長が認める市内の施設を経営している者
 - ③ **宿泊事業者**
旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」又は同法同条の第3項に規定
する「簡易宿所営業」の許可を受け、市内の宿泊施設を経営している者
- **「新型コロナウイルス対策取組宣言」店**であること
補助対象事業を行う施設において、「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行って
いる者であること
※補助対象事業を野外で実施する場合等はこの限りではありません。

！ 次のいずれかに該当する者は制度の対象外です

- × 同一事業に対して別の補助金の交付を受ける者
- × 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連
特殊営業」を行う者又は当該営業に係る「接客行務受託営業」を行う者
- × 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- × 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- × 事業実施に必要な許認可を取得していない等、法令に違反している者
- × 訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱える者
- × 前各号に掲げる者のほか、会長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

補助対象事業と取組例

次の要件1～4全てに該当する事業が補助の対象です。

要件1 夕方から早朝（17時～翌9時）の間に市内で実施する取組又は宿泊者を対象とした取組であること。

要件2 本市の観光資源を活用した取組であること。

要件3 補助対象期間後も継続的に実施を目指す取組であること。

要件4 次のいずれかに該当する取組であること。

①【味わう】楽しみ創出事業

3者以上の事業者が連携して行う新たな飲食イベント・キャンペーン等

- ナイトマルシェやイブニングティー等のPR
- 各店舗を巡るモーニングキャンペーンのPR
- 特産品を活用した共同開発の夜メニューのPR 等

②【体験する】楽しみ創出事業

体験コンテンツの開発、磨き上げ等

- ナイトミュージアムの実施
- 施設内からの夜景・朝景鑑賞場所の整備
- プロジェクションマッピングの実施
- ものづくり体験の夜間・早朝実施
- 自然を活用したナイトウォーキングの実施 等

③【泊まる】楽しみ創出事業

宿泊施設の高付加価値化、宿泊プラン造成等

- 特産品を活用した客室等への改装
- グランピングの整備
- モーニングツアー付き宿泊プランの造成
- 宿泊者向け夜景バス・タクシーの運行
- 特産品を活用した限定ノベルティの開発 等

事業実施に係る留意事項

- ※新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、取組を行うこと
- ※本制度の補助対象事業が夜間・早朝を含む時間帯の取組であることから、特に騒音・光害・ごみ処理等への対策を講じるとともに、周辺住民や周辺事業者の安心・安全に配慮した上で取組を行うこと

補助対象経費： **令和4年7月1日以降** の支払いが対象

- **対象事業①**： 広告宣伝費
- **対象事業②③**： 広告宣伝費、設備備品費、外注費（請負、委託含む）

！補助対象外となる経費・支払い方法

- ×人件費、旅費、家賃、光熱水費、通信費等の固定経費
- ×送料、手数料
- ×中古品、オークション品の購入費
- ×金券・商品券購入費、車両・不動産購入費
- ×保険料、保証料、損失補填費用
- ×公租公課（消費税含む）、免許等の取得・登録費
- ×単なる設備更新・修繕費、従前から使用する消耗品・設備備品等の購入費
- ×公金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ×PC・通信端末等、他の目的に使用しうる機器の購入費
- ×仮想通貨、ポイント・クーポン、電子マネー、申請者と異なる名義のクレジットカード、QRコード・バーコード決済、小切手・手形、金券・商品券等での支払い

補助金申請手続きの流れ・各々切

申請手続きや制度の詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
各種様式は当ビューローHPからダウンロードしてください。

事前相談（任意：事業内容検討・事業費の見積もり）



交付申請：**令和4年12月28日（水）まで**



※補助申請は1事業者につき1回限りです。

※申請者が異なる場合でも同一事業で複数回申請することはできません。

※予算上限に達した場合、早期に締め切る場合があります。

《交付決定（通知）》



事業実施：**令和5年1月31日（火）まで**



実績報告：**令和5年1月31日（火）まで**



《交付額確定（通知）》



補助金請求

● 申請・問合せ先

〒710-0046 倉敷市中央2-6-1

公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

TEL:086-421-0224 受付時間:平日9時から17時まで